

## 地域の文化芸術振興事業（海外）企画提案仕様書（案）

### 1 事業名

令和5年度地域の文化芸術振興事業（海外）

### 2 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日

### 3 事業目的

文化の発信力の強化、文化交流の拡大、芸術文化の更なる振興、世界で活躍できる人材の育成を目的として、県外や海外で沖縄の芸能を発信する公演を実施する県内の文化芸術団体を派遣する。

### 4 業務委託内容

下記の項目に従って、伝統芸能舞台公演を開催すること。

#### (1) 公演内容

①海外で以下の条件のいずれかを満たす1地域以上で公演を行うこと。

ア. 沖縄の芸能を発信する公演の機会が比較的少なく、沖縄の芸能に馴染みのない地域

イ. 多くの集客が期待でき、新たな鑑賞層の拡大など沖縄の芸能を効果的に発信できる地域

ウ. 今後の文化交流の発展が期待できる地域

②公演に係る会場は以下のいずれかによる。

ア. 1公演開催の場合は、客席数500席以上の会場とする。

イ. 複数回公演の場合は、客席数200席以上の会場とする。

③公演プログラムは、沖縄の芸能の魅力を効果的に発信できるプログラムであり、以下の条件を満たすものとする。

ア. 組踊、さんしん音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能及び琉球民謡の公演で、芸術性の高い公演を実施できる実演家（師範級以上の者、又はそれに準ずる実績や貢献度をもつ者であること。）が出演又は監修していること。

イ. 県内在住の実演家が、10名以上出演すること。

ウ. 公演の総合プロデューサーを置き、沖縄の芸能に馴染みのない外国人が関心を持てる内容をプログラムに盛り込むこと。

エ. 沖縄の芸能を初めて鑑賞する海外の一般鑑賞者向けに構成を工夫すること。

（例：演目解説者を入れる。内容、ストーリーの解説書等を作成する。字幕（通訳）付きの公演とする等）

オ. オンライン等のデジタル技術を効果的に活用し、県内との相互交流や鑑賞機会の提供等を検討すること。

## (2) 公演開催に付随する業務

①公演開催に付随して以下の業務を行うこと。またこれらの業務にかかる経費を正しく見積もること。

ア．リハーサル、本番に係る舞台スタッフ（大道具、照明、音響）の手配

イ．公演に係る広報、広報物印刷、チケット販売

ウ．公演に係る受付・客席誘導などの協力人員の手配

エ．公演に係る著作物使用に関する手続き

オ．公演の記録撮影

カ．その他、渡航にかかる手続き、現地で必要とされる手続き等

②実績報告書の提出

ア．事業終了後 15 日以内に事業完了報告書を提出すること。

イ．事業完了報告書は、印刷されたもの（A4 版）にて 1 部提出すること。

ウ．事業完了報告書には、公演開催の動画を添付すること。

## 5. 積算見積

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料）

(3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

(4) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）－再委託費）× 10 %以内

(5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）

(6) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※委託事業の実施に伴う収入（チケット収入等）がある場合は、経費の総額から収入総額を控除して、委託金額を算定するものとする。

## 6. 再委託の制限

(1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分となる契約金額の 1 / 2 を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

(2)再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3)再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④イベント実施に係る荷物の輸送
- ⑤イベント実施に付随する会場設営、受付、参加者案内等の運営補助業務

## 7. 留意事項

- (1)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2)本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3)本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、文化振興課と受託者との協議のうえ決定する。
- (4)実務の実施にあたっては、文化振興課と密接な協議のもとで取り組むものとする。

## 8. 問い合わせ・書類提出先

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化振興班 担当：山城  
E-mail:aa058106@pref.okinawa.lg.jp